

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、沖縄県から県外へ出荷される県産農林水産物について、県外産地との競争条件の不利性を解消するため、予算の範囲内で出荷団体の県外出荷に要する輸送費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、沖縄農林水産物不利性解消事業費補助金交付要綱（令和7年3月28日府政沖第132号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 県外 北海道、本州、四国及び九州をいう。ただし、鹿児島県に属する離島は除く。
- (2) 県産農林水産物 県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたもの）とし、別表第1に掲げるものをいう。ただし、原則、加工したものは除く。
- (3) 出荷団体 次に掲げる団体のうち、当該団体又はその構成員が県産農林水産物の出荷を行い、かつ、県内に出荷等の拠点を有する団体をいう。
 - ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合又は農事組合法人
 - イ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合
 - ウ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合又は森林組合連合会
 - エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する組合等
 - オ その他、知事が認める団体

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、県産農林水産物を県外に出荷する出荷団体（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象期間)

第4条 本要綱における交付の対象となる補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の4月1日から3月31日までとする。

(交付の対象)

第5条 知事は、補助対象事業者が補助対象期間に県産農林水産物を県外の卸売市場や小売業等の事業者へ出荷するのに要する輸送費（無料で提供される試供品等の輸送費は除く。以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部について、補助金を交付する。ただし、宅配便については、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第6条 前条の規定により交付する補助金の額は、次の各号のいずれか低い額に、県外出荷重量を乗じて算出した額とする。

- (1) 1キログラムあたりの補助対象経費（税抜）
- (2) 沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金実施要領（令和7年3月28日府政沖第133号）で定める基準額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度知事が定める日までに交付申請書(第1号様式)及び物流合理化計画を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付の申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適正と認めたときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。
2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第7条の規定に基づき補助金の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下書(第2号様式)を補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、遅延なく計画変更承認申請書(第3号様式)又は中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
(1) 交付決定を受けた額を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)
(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の各四半期(第4四半期分を除く)の遂行状況について、知事の要求があったときは、遂行状況報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は知事の定める日のいずれか早い期日までに実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、事業が適正に遂行されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告書を提出した補助事業者に通知するものとする。
2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が定める日までに概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。
2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第10条第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の決定の内容(第10条第1号の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(立入検査)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員に帳簿その他の物件を検査させることができる。

(証拠書類の整理)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経費について、他の経費と明確に区分して収支及び支出を記載した帳簿を備え、その経理の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は前項の帳簿及び補助金にかかる証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2号関係）

区分	対象区分	品目例
野菜	青果物	さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイヤ、えだまめ、 その他の野菜類
果樹		マンゴー、パパイヤ、中晩柑類（タンカン等）、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ（※1）、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物 リュウキュウマツ等県産材、特用林産物（きのこ類等）
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、 その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類（※2）、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類（クルマエビ）、スギ、ハタ類（ヤイトハタ）、海ぶどう（クビレズタ）、アーサ（ヒトエグサ）、マグロ類、カジキ類、イカ類（ソデイカ）、カツオ類、 その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

1 サトウキビ

2 食品表示法で定める加工品

3 次に掲げる注記事項（※）は、この限りでない。

(1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

(2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。